

財務省告示第四百八号 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第四条第三項の規定に基づき、平成十六年九月二十一日に発行する利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。	平成十六年九月十七日	財務大臣 谷垣 禎一	一 名称及び記号	二 発行の根拠	三 振替法の適用等	四 発行方法	五 発行額
<p>利付国庫債券（十年）（第二十六十三回）</p> <p>平成十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に關する法律（平成十六年法律第二十号）第二条第一項及び財</p> <p>政資金特別会計法（昭和二十六年法律第一〇一号）第十一條</p> <p>社債等の振替に關する法律（平成十三年法律第七十五号）以下</p> <p>成振替法」という。この規定の適用を受けるものとし、その振替</p> <p>用を受けるものとし、その振替</p> <p>機関は日本銀行とする。</p> <p>国債の募集の取扱いは、引受け</p> <p>を目的として組織される団体と</p> <p>の間、国債の募集の取扱い及び</p> <p>の間に、国債の募集の取扱い及び</p> <p>引受けに關する契約を締結する</p> <p>方法による発行</p> <p>額、金額で一兆九千億円</p> <p>うち、平成十六年度における財</p> <p>政運営の公債の発行の特</p> <p>例に關する法律第二条第一項</p> <p>の規定に基づき、發行する利付</p> <p>の規に基き、發行する利付</p> <p>債に關する規定に基き、發行</p> <p>七千七百五十億九千四百七十</p> <p>円、千七百五十億九千四百七十</p> <p>十、千七百五十億九千四百七十</p>							

六 払込金額  
 七 最低額面金  
 八 振替単位  
 九 発行の価格日  
 十 利率  
 十一 経過利子  
 十二 払込み

行する付国債については、  
 面金額で千二百五十億八  
 百三十万円で千四百二十  
 億二千二百五十万九千円  
 五の記載又は記録は、最  
 低額面金とす。平成十六  
 年六月二十八日  
 額に「加え、次の算式によ  
 り算出する。期日に払い  
 込むものとす。

$$\frac{\text{償還総額} \times 1.6}{100} \times \frac{1}{365}$$

(一) 発行時において、その利子に  
 係る所得税が源泉徴収される  
 ものとして振替口座簿中の  
 座に記載又は記録されるもの  
 については、前記(一)の算式  
 により算出した金額から該  
 り算出した金額を乗じた金額  
 に百分の二十を乗じた金額  
 へただし、当該国債を発行  
 したとき、当該国債を發行  
 者又は外国人である者が非  
 居住者又は算出し  
 は、前記(一)の算式により  
 算出する者又は算出し  
 た金額に当該非居住者又は  
 法人が適用を受ける所得税

十三 初期利子

の税率を乗じた金額を控除す。平成一七年三月十日を払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う。以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.6}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四 第二期利子

毎年三月二十日及び九月二十日を、支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十五 償還期限

平成二十六年九月二十日額面金額百円につき百円

十六 償還金額

平成十六年九月三日から平成十九年九月四日まで

十七 元利支

平成十六年九月三日から平成十九年九月四日まで

十八 募集期間

平成十六年九月三日から平成十九年九月四日まで

十九 払込期日

平成十六年九月四日まで